

滋賀県文化プログラム取組方針

平成 30 年（2018 年） 3 月

滋 賀 県

目 次

1	背景.....	2
2	滋賀ならではの文化を活かした文化プログラムの推進	
(1)	滋賀の豊かな文化的資産の活用と保存・継承	2
(2)	文化を通じた交流促進と共生社会の実現	3
(3)	文化プログラム推進の基本方針	3
3	本取組方針の位置づけ.....	3
4	取組の期間.....	4
5	取組の方向性	
(1)	文化の力を活かした創造的な地域づくり	4
(2)	文化を通じた国際交流の推進	4
(3)	文化を通じた共生社会の実現	5
(4)	未来の文化の担い手の育成	5
6	滋賀文化プログラム推進会議	6
7	幅広い県民の参画促進	7
8	発信力の強化	8

1 背景

平成 32 年（2020 年）にオリンピック・パラリンピック競技大会が東京で開催される予定です（以下「東京 2020 大会」という）。オリンピック・パラリンピックは、スポーツの祭典であるとともに、文化の祭典でもあります。「オリンピック憲章」には、オリンピック競技大会組織委員会は「文化イベントのプログラムを催すものとする」と規定されています。国においては、世界中から注目が集まる東京 2020 大会は、日本が持つ文化の魅力を発信する絶好の機会であるとし、我が国の地域性豊かで多様な文化の魅力を十分に活かし、発信力のある質の高い取組を進めることが重要であるとしています。また、2020 年以降の成熟社会におけるレガシー創出に資するよう、インバウンド 6,000 万人時代を見据えた国際化や、障害者を含めあらゆる人が活躍できる共生社会の実現を意識した取組が広がることが期待されるとし、全国で文化プログラムの展開が始まっています。

2 滋賀ならではの文化を活かした文化プログラムの推進

（1）滋賀の豊かな文化的資産の活用と保存・継承

本県には、長い歴史を背景として、琵琶湖を中心に広大な田園や緑豊かな山並などが取り巻く穏やかな環境の中で育まれた自然と共生する文化、農山漁村の日常の営みにより形成された里山や棚田、カバタなどの生活文化、豊かな実りに支えられ地域の暮らしの中に根付いてきた祭りや食文化、陶芸や織物などの伝統的工芸品、信仰と深く結びつく中で大切に守られてきた神と仮の美、東海道、中山道、北国街道などの主要街道や伝統的な町並みなどの歴史文化、長い歴史の中で守られてきた社寺建築や城郭などの文化財や史跡、びわ湖ホールや陶芸の森など特色ある文化施設等で創造される芸術文化、福祉の歴史から生まれ育まれたアール・ブリュットや障害のある方々のダンスなど、多様で特色ある文化的資産があります。

しかしながら、本県の文化的資産については、県民自らが十分にその価値に気づいていない、あるいはそれを効果的に県外に発信して魅力を伝えることができていないという指摘があります。また、少子高齢化が進展する中、貴重な文化的資産の継承・発展が困難になっているという指摘もあります。文化プログラムの推進を通じてこのような課題を乗り越え、本県に特徴的な豊かな文化的資産の価値が再認識され、それが本県の魅力となり、文化の継承、発展及び創造につながっていくことが期待されます。

(2) 文化を通じた交流促進と共生社会の実現

本県では東京 2020 大会の翌年（平成 33 年（2021 年））にワールドマスターズゲームズ 2021 関西が、平成 36 年（2024 年）には第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会が開催され、多くの方が県外から来訪されることが見込まれます。文化はスポーツとともに人ととのつながりを育み、心を豊かにするものであり、健康で充実した生活を送るために不可欠なものです。障害の有無等にかかわらず多くの県民の方が「つくる」「観る」「支える」活動に参加し文化に親しむとともに、文化を通じた交流が盛んに行われる機会となることが重要であり、文化プログラムを通じて相互理解の促進と地域の活性化につながり、健やかな滋賀が実現されることが期待されます。

(3) 文化プログラム推進の基本方針

本県として、東京 2020 大会に向け、またワールドマスターズゲームズ 2021 関西や平成 36 年（2024 年）の国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の開催も見据え、滋賀の豊かな文化的資産の活用と保存・継承および文化を通じた交流促進と共生社会の実現を目指し、文化、スポーツ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、環境、産業その他の多様な分野の関係者が行う、文化活動の一層の活発化と地域の活性化につながるイベントや発信活動を「文化プログラム」として推進します。

3 本取組方針の位置づけ

これまで県においては、「新しい滋賀の魅力をつくる文化・スポーツ戦略」（平成 27 年 3 月策定）や「滋賀県文化振興基本方針（第 2 次）」（平成 28 年 3 月策定）などに基づき、文化プログラムを通じた本県文化の魅力発信や地域の活性化に向けて取り組んできました。

今後これらを踏まえつつ、県、市町、民間団体、企業、大学など多様な主体が一体的かつ効果的に文化プログラムを推進することが重要であることから、文化プログラム推進の枠組みや方向性を関係者で共有し、機運醸成を図るため、取組の指針となる「滋賀県文化プログラム取組方針」を策定します。

4 取組の期間

本取組方針に基づく取組の期間は、平成 30 年（2018 年）から平成 32 年（2020 年）までとします。

なお、東京 2020 大会終了後も、長期的な視点で取組の成果を平成 33 年（2021 年）に開催されるワールドマスターズゲームズ 2021 関西や平成 36 年（2024 年）に開催される国民体育大会・全国障害者スポーツ大会につなぎ、発展させていきます。

5 取組の方向性

（1）文化の力を活かした創造的な地域づくり

本県においては、「美の滋賀」づくりの推進や新生美術館の整備に向けた講座やツアーや実施、（公財）びわ湖芸術文化財団が各地域の文化施設等と連携しながら行う音楽祭・舞台芸術公演、文化人をテーマとした文化事業等を通じて、文化による地域活性化の取組を進めてきました。また、近年は民間団体等において、地域の文化財と芸術文化や観光等を組み合わせた取組が展開されるなど、多彩な取組が行われるようになってきています。さらに、平成 29 年度（2017 年度）の「水の文化ぐるっと博」や平成 30 年度（2018 年度）の大型観光キャンペーンにおいては、地域の魅力ある文化的資産を掘り起こし、体験型のプログラムをつくって観光誘客につなげる取組が行われています。

文化プログラムの推進に当たっては、これまでの取組の蓄積を更に発展させるとともに、びわ湖ホールや琵琶湖博物館、彦根城、甲賀忍者、信楽焼など知名度の高い素材を活かしながら歴史や食文化、祭りなど本県の多様な文化的資産を効果的に組み合わせることによる魅力向上や、関係主体間のネットワーク構築による広域的な事業展開・情報発信などにより、滋賀ならではの文化的資産の発掘、再評価、活用を進め、魅力あふれる創造的な地域づくりを目指します。

（2）文化を通じた国際交流の推進

オリンピック競技大会はスポーツだけでなく文化をも通じて国際交流・国際親善を深め、平和な社会を築くための祭典です。東京 2020 大会においてはホストタウン制度が設けられ、地方自治体と大会参加国・地域との相互交流が図られています。本県においてもホストタウンの登録がなされ、

文化施設や学校における外国の芸術家との交流事業などが行われています。文化プログラムの推進に当たっては、ホストタウンの枠組み等を通じて、外国のスポーツ選手や芸術家等と地域との文化交流を推進します。

また、近年我が国には数多くの外国人旅行者が来訪されており、本県でも有形・無形の文化財や芸術文化、食文化など様々な文化を鑑賞・体験される方が増えています。文化プログラムの推進に当たっては、一層多くの外国人旅行者に滋賀の魅力ある文化を知っていただき、また積極的に発信していただけるよう、案内表示や印刷物、ホームページ、SNSにおける多言語対応を進めるほか、びわ湖 Free Wi-Fi の普及を促進するなど、本県での文化体験を通じた国際交流および訪日外国人旅行者の増加による地域活性化を目指します。

(3) 文化を通じた共生社会の実現

パラリンピック競技大会はパラリンピックムーブメント¹の推進を通してインクルーシブな社会を創出することを目指しています。共生社会の実現に向けては、スポーツとともに文化を通じて障害等の有無にかかわらずお互いが人格と個性を尊重しあう機運の醸成が重要です。

本県においては、第2次世界大戦直後に始まった障害福祉の取組の中で先駆的に造形活動が取り入れられ、県内の福祉施設に広がる中で、現在に至るまで取組が展開されてきています。また、近年では舞台芸術活動も含めて多様な活動が展開され、国内外でアール・ブリュット展や舞台芸術公演が行われるなど、国際文化交流の推進にも重要な役割を果たしています。

文化プログラムの推進に当たっては、障害の有無等にかかわらず、誰もが鑑賞や創作に親しめる環境の整備や文化を通じて交流が深まる取組を進めるとともに、これまでの本県の特色ある取組の蓄積を活かした障害のある方々の国内外での展示・公演等による文化を通じた国際交流を推進することで、お互いが人格と個性を尊重しあう社会の進展を目指します。

(4) 未来の文化の担い手の育成

滋賀の文化を継承・発展させていくには、未来の文化の担い手を育成していくことが重要です。

¹ パラリンピックムーブメントとは、パラリンピックスポーツを通して発信される価値やその意義を通して世の中の人に気づきを与え、より良い社会を作るための社会変革を起こそうとするあらゆる活動のことを指します。

本県においてはこれまでから、子どもや若者が様々な文化に親しみながら、感性を高め成長する機会を提供するため、県立文化施設における小学生を対象とした舞台芸術体験事業や、文化施設・芸術家などと連携した学校での文化芸術体験学習などを実施するとともに、県立文化施設における青少年向けの舞台芸術公演・文化芸術体験プログラムの実施などを進めてきたところです。

文化プログラムの推進に当たっては、「つくる」「観る」「支える」の3つの観点から、子ども・若者の文化活動に対する意欲を更に伸ばし、滋賀の文化を継承・発展させるため、小・中・高校・特別支援学校や大学などの教育機関と連携し、子ども・若者や若手芸術家の文化活動の発表の場の提供、子ども・若者が本県の文化に親しみ、学ぶ機会の提供、公演・展示や地域の文化行事におけるボランティアとしての参画促進など、子ども・若者の文化活動の振興を図ります。

また、少子高齢化が進展する中、長い歴史の中で守り伝えられてきた地域の祭りや文化財、伝統文化などを継承していくことが困難になってきています。本県特有の貴重な文化的資産をどのようにして継承・発展させていくことができるのか、各地域の抱える課題の共有や新たな世代の担い手に関わっていただく方策の検討などを進めます。

さらに、幅広い県民の皆様の参画により地域の文化を支えていく機運の醸成を図り、ボランティアなどを含め、積極的な県民の関わりのもと担い手の育成につなげることを目指します。

6 滋賀文化プログラム推進会議

県内各地で行われる多様な主体による文化活動を一層活発化するとともに、文化のジャンルやスポーツ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、環境、産業等の関連分野との間で枠を超えて相乗効果を發揮させ、地域活性化につなげるためには、行政機関・文化団体・経済団体・教育機関・福祉団体等の関係機関が連携・協働する場を設ける必要があります。

このため、国・県・市町、県・市町教育委員会、文化施設、文化関係団体、経済・観光関係団体、大学、社会福祉法人など多様な主体が集まる「滋賀文化プログラム推進会議」を開催します。

同会議においては、各主体が実施する様々な取組について情報共有を行い、意見交換を通じて効果を高めるためのプラットフォームとしての役割を担うとともに、例えば文化財を活用したまちづくりや観光振興、民間団体と行政の連携強化、障害のある方とない方の文化を通じた交流推進、地域で守られてきた文化の継承・発展を担う人材育成など、様々なテーマに関する課題の

共有、取組の検討等を行います。また、国レベルで文化と観光・まちづくりなどの分野を連携させた政策の推進を担当する「文化庁地域文化創生本部」とも連携を図ります。

7 幅広い県民の参画促進

文化プログラムの展開に当たり、多様な方々の参画を得るため、現在、国等において「東京 2020 参画プログラム」と「beyond2020 プログラム」の2つの事業認証制度が開始されています。

①東京 2020 参画プログラム

(公財) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会において実施している、非営利団体等が行うオリンピック・パラリンピックとともにがりを持ちながら大会に向けた参画・機運醸成・レガシー創出に向けた活動を認証する制度です。

団体の主体登録と個別事業の認証の2段階の認証が必要です。また、ロゴマークの使用に当たっても認証が必要です。

②beyond2020 プログラム

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議（事務局：内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局）において実施している、営利企業を含むあらゆる団体が実施する日本文化の魅力を発信する事業・活動を認証する制度です。

事業内容として、障害者にとってのバリアを取り除く取組または外国人にとっての言語の壁を取り除く取組である必要があります。

本県においても、文化、スポーツ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、環境、産業その他の多様な分野の様々な主体に積極的に文化プログラムに参画いただき、国等の枠組みを通じて広く国内外に本県の文化を発信し、文化を通じた交流の促進、東京 2020 大会の開催機運の醸成につなげるため、文化プログラム認証制度の県内への周知と要件に合致する取組についての登録の促進を図ります。

具体的には、県において「beyond2020 プログラム」の認証組織として登録を行い、認証窓口として県内の団体等の利便性向上を図ります。また、市町、県・市町教育委員会、関係団体とも連携しながら、「滋賀文化プログラム推進会議」の場やチラシ、ホームページ、SNS 等を通じて、幅広い県民の皆様の文

化プログラム参画に向けた情報提供、相談対応を行います。

さらに、滋賀らしい機運醸成の手法を検討し、幅広い県民の参画促進を図ります。

8 発信力の強化

文化プログラムの推進に当たっては、様々な主体によって行われる取組の発信力を強化し、ブランド力の向上につなげるため、「滋賀文化プログラム推進会議」の場等を通じて相互の連携を促進するとともに、紙媒体、ホームページ、SNSなど、各種媒体を効果的に組み合わせて広報の充実を図ります。

また、東京2020大会開催地である東京において、魅力ある滋賀の文化を発信し、より多くの国内外の方々を滋賀へいざなうことができるよう、「ここ滋賀」を活用します。

さらに、これまでの「美の滋賀」づくりの成果や各文化施設・市町・民間団体・大学などにおける取組の蓄積を活かし、滋賀の文化の魅力を総合的かつ効果的に発信できる方策を検討します。